

早川町社会福祉協議会訪問介護事業所及び介護予防訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 早川町の委託を受けて早川町社会福祉協議会が開設する早川町社会福祉協議会訪問介護事業所及び介護予防訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営の指針)

第2条 事業所の訪問介護職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行なう。

2 事業の実施に当たっては、町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 早川町社会福祉協議会訪問介護事業所
- 二 所在地 山梨県南巨摩郡早川町草塩88番地（早川町総合福祉センター内）

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の種類、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（早川町社会福祉協議会事務局長）
管理者は、事業所での事業者の管理及び業務を一元的に行なう。
- 二 サービス提供責任者 介護福祉士1名
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行なう。
- 三 訪問介護員 3名
訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供に当たる。
- 四 事務職員 1名（他の職務と兼務）
必要な事務を行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、管理者が必要と認めた場合は、時間延長できる。

(訪問介護等の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護等の内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

(訪問介護計画)

第7条 指定訪問介護等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及び置かれている状況を踏まえて、指定訪問介護等の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した訪問介護計画を作成する。

また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った訪問介護計画を作成する。

- 2 訪問介護計画を作成したときは、利用者、又はその家族に対し、その内容を説明し、文書により同意を得た上で、当該計画書を利用者に交付するものとする。
- 3 訪問介護計画に基づきサービスを提供するとともに、その実施状況の評価を行なう。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、早川町全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針の整備
- 三 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第11条 提供した指定介護通所等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、職員の資質の向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1カ月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるものとする。
 - 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
 - 7 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、早川町と早川町社会福祉協議会との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。